

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： _____ 公益信託に関する法律案（仮称） _____

規制の名称： _____ 公益信託制度 _____

規制の区分 新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： _____ 内閣府大臣官房公益法人行政担当室 _____

評価実施時期： _____ 令和6年2月 _____

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

	<p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

○公益信託は、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するため、その利用促進が期待されているが、現行の公益信託制度は、具体的な許可基準は法令上定まっておらず、各主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや、税制優遇を受けるための厳格な規律が税法に別途定められており、使いにくいことから、社会的に同等の機能を持つ公益法人と比べ利用されていない。

【将来予測】

○令和5年9月時点の公益信託の数は391件。令和4年4月から令和5年3月までの間に設立された公益信託は2件、例年同水準。一方、公益信託の終了も10件程度あり、近年は、差し引き、年間10件程度減少している。制度改正を行わなければこの傾向が継続していくことが予想される。

なお、制度改正に伴い、現行の公益信託全391件は、法律施行後、2年間に移行認可を受け新しい公益信託となるとともに、新規の公益信託は大幅に増加していくと見込んでいる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題発生の原因】

○上記②のとおり、現行の公益信託制度は、具体的な許可基準は法令上定まっておらず、各主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや、税制優遇を受けるための厳格な規律が税法に別途定められており、使いにくいことから、社会的に同等の機能を持つ公益法人と比べ利用されていない。このため、制度を使いやすいものとする観点から、認可やガバナンスの基準を法定して明確化するとともに、公益法人と同じ行政庁及び委員会が認可・監督を行う制度を構築する必要がある。

【非規制手段との比較】

○これまでも制度利用の広報活動や税制優遇措置を行ってきたが、公益信託の利用を一層促進するためには、制度見直しを行い公益法人と同様の制度の使いやすさを実現する必要がある。

○現在の公益信託が、新しい公益信託となり、税制優遇を受けるためには、行政庁による認可・監督によるチェックが欠かせない。

※新しい公益信託は、認可・監督の基準を法令で明確に規定し、公益法人と同じ行政庁及び委員会が公正に判断する枠組みであり、そのことを前提に、認可された公益信託はすべて税制優遇の対象となる。このことを踏まえると、行政庁の認可・監督によるチェックが欠かせないものと考えている。

○一方、現行の公益信託について、引き続き、主務官庁制度の下で存続させることについては、
・公益信託の受託者にとっては、公益信託ごとにバラバラの行政庁の監督を受けることになり、制度改革の趣旨を徹底できないこと、
・各省庁にとっても、公益信託の指導監督に係る事務が残ることとなり、業務の効率化の妨げになること
などから適切ではない。

【規制の目的及び内容】

○現行の公益信託制度を改め、使いやすい仕組みとすることで、民間による公益活動を活性化し、新しい資本主義の実現につなげるため、以下の公益信託制度改革を行う。

- ・主務官庁による許可・監督制を廃し、公益法人と共通の行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき公益信託認可をするものとする。
 - ・公益信託認可や行政庁の監督に当たっては、これまで主務官庁別に設けられていた引受けの許可及び監督に関する省令、引受審査基準を改め、公益信託法にて公益法人と整合的な認可基準（第8条）、財務規律等のガバナンス（第3節）を法定する。
 - ・公益信託と同様の仕組みは受益者の定めのない信託（信託法第11章）によっても実現可能（※）であり、公益信託法の制度は「国民の権利を制限し、義務を課する制度」には該当しない。一方で、現行制度下の公益信託（全391件／令和5年9月時点）については、今回の公益信託法改正により施行後移行期間内に移行認可を受けなければ終了となることとしている。
- （※）税制優遇の享受や「公益信託」の名称利用は不可。期間20年の制限あり。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

○新たに公益信託の認可を受けようとする場合には、認可に係る書類の作成及び提出等に係る費用並びに行政庁又は委員会による監督に対応するための費用が生じるが、現行制度においても同様の費用負担が発生しており、今回の制度改正により追加で発生する費用は生じないと想定している。

○また、現行の公益信託の受託者が移行認可を受けようとする際の費用として、変更契約書の作成費用（弁護士費用等）が生じる。遵守費用については以下のとおり推計される。

$$\text{変更契約書作成費用（50千円）} \times \text{公益信託件数（391件）} = 19,550 \text{千円}$$

なお、既存の公益信託の中に、信託目的等を抜本的に変更しなければならないと考えられるものはなく、変更契約書の作成等について大きな負担は生じないと想定している。また、現行制度上、認定特定公益信託は5年ごとに認定を受け直す必要があるが、新制度では更新手続きは不要となるなど、費用削減の効果もある。

このほか、移行認可後は、新たに新公益信託法の規定が適用されるが、財務規律については、現行の公益信託の類型（信託財産は金銭等。公益事務は助成）について、適用除外（第16条、第17条）を設けていることもあり、対応に費用は生じない。

【行政費用】

○新たな公益信託の認可申請があった場合に、新制度における行政庁（内閣府・都道府県）において認可に係る審査業務が発生する。

○移行認可について新制度における行政庁（内閣府・都道府県）が行うこととなり、391件分の認可に係る業務が発生する。

○なお、公益信託の監督業務については、現行制度にて主務官庁ごとにそれぞれ事務が分散していたものを公益法人与共通の行政庁及び合議制機関に一元化するものである。

○また、新制度移行後は、現行制度で求められている5年ごとの再認定の手続きは不要となるため、現行制度と比して行政庁全体として事務の効率化が図られるものと考えている。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

○規制緩和には該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結

果を活用して把握する。

○現行の公益信託の受託者に対するヒアリングにより、現行の公益信託における移行認可基準との差分を調査しており、影響が限定的であることを確認済。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

○法制審議会（信託法部会）：平成31年2月の法制審議会総会において、法務大臣に対して、信託法部会により調査審議された「公益信託法の見直しに関する要綱案」が答申された。

<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900389.html>

○「新しい時代の公益法人の在り方に関する有識者会議」：内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、有識者会議を開催（全11回開催）。令和5年6月「最終報告」取りまとめ。

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

○公益信託に関する法律案（仮称）については、公布から2年以内の施行を予定している。施行日から2年間の移行認可実績及び新制度における認可実績を確認する観点から、評価時期を公布から5年後に設定。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

○現行の公益信託の移行認可については、行政庁にて随時モニタリングを行い、課題を把握して迅速に対応予定。なお、民間公益の活用の観点からは、公益信託の件数、公益事務の費用額、新規の信託額・寄附金額などを把握していくことを想定している。

以上